第一条中「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める。

第二条中「すべての事業用電気通信設備に対し」を「全ての事業用電気通信設備について」に、「のうち電気通信回線設備に対し」を「について」に、「同項」を「同条第二項」に、「のうち端末設備に対し、第四章は同条第二項」を「について、第四章は同条第四項」に、「に対し、それぞれ」を「について、それぞれ」に改める。

第三条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「事業用電気通信回線設備及び法第四十一条第二項に規定する電気通信設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　二線式アナログ電話用設備　アナログ電話用設備のうち、事業用電気通信設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するものをいう。

第三条第二項第五号中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同項第六号中「事業用電気通信回線設備及び法第四十一条第二項に規定する電気通信設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同項第七号中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同号を同項第八号とし、第八号を第十一号とし、同項第七号の二中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九　アナログ電話用設備等　アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）、電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備をいう。

十　特定端末設備　とは、自らの電気通信事業の用に供する端末設備であつて事業用電気通信設備であるもののうち、自ら設置する電気通信回線設備の一端に接続されるものをいう。

「第二章　電気通信事業の用に供する電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備」に改める。

第二章第一節の節名中「電気通信回線設備」を「電気通信設備」に改める。

第三条の二を次のように改める。

（適用の範囲）

第三条の二　この款の規定（第十五条の四を除く。）は、アナログ電話用設備等（特定端末設備を除く。）について適用する。

第五条、第六条（見出しを含む。）及び第七条中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第八条の二第一項中「事業用電気通信回線設備（」及び「に限る。以下この条において同じ。）」を削り、「電気通信回線設備と」を「電気通信設備と」に改め、同項第二号中「電気通信回線設備」を「電気通信設備」に改め、同条第二項中「事業用電気通信回線設備」を「携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備」に改め、同項各号中「電気通信回線設備」を「電気通信設備」に改める。

第九条及び第十条中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第十一条第一項中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第三項中「当該設備」を「当該端末系伝送路設備」に改める。

第十二条及び第十三条中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第十四条第一項中「建築物」の下に「及びコンテナ等」を加える。

第十五条の見出し中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条中「事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する建築物」を「事業用電気通信設備を収容し、又は設置する建築物」に改め、同条第二号中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第三号中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に、「および」を「及び」に改め、同条第四号中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第十五条の二の見出し中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条中「事業用電気通信回線設備は、次の各号に」を「事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。以下この条において同じ。）は、次の各号のいずれにも」に改め、同条第一号及び第三号中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第四号中「あること」を「あること。」に改める。

第十五条の三中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定端末設備）

第十五条の四　端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「端末規則」という。）第五条から第九条までの規定は、アナログ電話用設備等（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第五条、第六条及び第八条中「事業用電気通信設備」とあるのは「電気通信回線設備」と、同条中「利用者」とあるのは「当該電気通信事業者」と読み替えるものとする。

第十六条第二項及び第三項中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

「第二款　その他の電気通信回線設備」を「第二款　その他の電気通信設備」に改める。

第十六条の二を次のように改める。

（適用の範囲）

第十六条の二　この款の規定（第十六条の五第三項を除く。）は、アナログ電話用設備等以外の事業用電気通信設備（特定端末設備を除く。）について適用する。

第十六条の三及び第十六条の四中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第十六条の五を次のように改める。

（準用）

第十六条の五　第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の二及び第十五条の三（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。）について準用する。

2　前項に規定する規定（第十五条の二の規定を除く。）は、事業用電気通信設備（端末設備に限る。）について準用する。

3　端末規則第五条から第九条までの規定は、アナログ電話用設備等以外の事業用電気通信設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第五条、第六条及び第八条中「事業用電気通信設備」とあるのは「電気通信回線設備」と、同条中「利用者」とあるのは「当該電気通信事業者」と読み替えるものとする。

第十六条の六第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「前条」を「前条第一項」に、「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第十七条第一項中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備（特定端末設備を除く。以下この節、次節及び第四節において同じ。）」に改め、同条第二項中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　端末規則第四条の規定は、特定端末設備について準用する。この場合において、同条中「事業用電気通信設備」とあるのは、「電気通信回線設備」と読み替えるものとする。

第十八条中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第十九条中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に、「送出又は」を「送出し、又は接続設備を損傷するおそれのある」に改める。

第二十条中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第二十条の二第一項中「端末設備等」を「特定端末設備又は自営電気通信設備」に、「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　電気通信事業者は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。